

2017 年 2 月 6 日

企業会計基準委員会 御中

「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」の改正案」（以下、「本公開草案」）に対して、下記のとおり意見を申し上げます。

有限責任監査法人トーマツ
IFRS センター・オブ・エクセレンス

記

2013 年 6 月に企業会計審議会が公表した「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」（以下、「当面の方針」という。）に記されているとおり、我々も、単一で高品質な国際会計基準の策定という目標に我が国が主体的に取り組むことは、日本企業の活動・資金調達に有益であるとともに日本市場の国際的競争力を確保する観点からも重要であるため、我が国において IFRS の任意適用の積上げを図ることは重要であると考えている。

このため、我々は IFRS の任意適用の積上げを図ることを目的とした各種施策が推進されることは適当であると考えており、貴委員会が進めているエンドースメント手続もその目的に貢献することを期待している。

IFRS のエンドースメント手続は、IFRS を我が国の制度に組込むための手続としての意義を有するが、我が国が IFRS の任意適用を拡大する最も本質的な意義と考えられるグローバルに比較可能な財務報告基準の国内市場での利用拡大に反するものとならないよう手続を構成・運用することが重要である。特に、我が国において IFRS の任意適用が着実に拡大しているなか、IFRS を用いる企業の財務報告が、我々が考えるエンドースメントの本質的判断基準であるべき公益および投資家保護に反していると考えられる証拠はなく、エンドースメント手続の過程での IFRS の削除または修正は、極めて慎重に行なうことが適当である。IFRS のエンドースメント手続は、運用を誤れば、単一で高品質な会計基準の利用という IFRS を用いる本来的意義を喪失させ、日本の市場や企業の財務報告に対する内外からの信頼性の維持・向上に反する作用をもたらす可能性もある。このため、貴委員会には、エンドースメント手続の意義に加え、引き続き、削除又は修正を行なうリスクも十分に踏まえた対応をお願いしたい。

今回のエンドースメント手続において、2016 年 9 月 30 日までに IASB が公表し 2017 年末までに発効する IFRS を対象とすることにより、IFRS との発効日の違いによる差異が解消されることを評価する。

一方で、発効日が2018年1月1日である、収益認識（IFRS第15号）及び金融商品（IFRS第9号（2014年版））の2つの大型基準についてのエンドースメント手続は、最近開始された状況である。両基準にかかる今後のエンドースメント手続において、仮に発効日をIFRSと同じ2018年1月1日とする場合、両基準の適用準備期間は非常に短期になり、実務上の対応が非常に困難になることが想定される。逆に、十分な適用準備期間を確保するために、修正国際基準における両基準の発効日を延期した場合には、IFRSとの発効日の違いによる新たな差異を生み出すこととなる。

そのため、IFRS第16号「リース」や保険の新基準を含む将来のエンドースメント手続においては、各IFRSの発効日と共にその適用準備に必要な期間の十分な確保も念頭において、エンドースメント手続の時期を検討する必要があるものとする。

次に、公開草案に示された質問項目に対してコメントする。

質問項目

今回のエンドースメント手続における検討結果について

当委員会は、第4項に記載したIASBにより公表された新規の又は改正された会計基準等10本について、「削除又は修正」の要否を検討しました。検討の結果、今回のエンドースメント手続の対象とした会計基準等は、主に、当面の暫定措置を定めるものや要求事項の明確化を行うものであり、「削除又は修正」を行うべき項目はないとの提案を行っています。

この提案に同意しますか。もし「削除又は修正」を行うべき項目があるとお考えの場合には、「削除又は修正」を行う項目の内容及び「削除又は修正」を行うべきと考える理由をご記載ください。

1ページ目に記載したとおり、IFRSは既に内外の企業に広く利用されており、特にこれを利用している我が国企業の財務報告が、我々が考えるエンドースメント手続の本質的判断基準である、公益または投資家保護に反すると考えられる事案は現時点で認識していない。

このため、今回のエンドースメント手続の対象とした会計基準等に、削除又は修正を行うべき項目はないとの提案に同意する。

なお、前文に記載した観点から、今回のエンドースメント手続の対象外となった会計基準等についてのエンドースメント手続を適時に進められることを期待する。

以 上